資料No.3-2

第三次
富士市多文化共生
推進プラン

『心通い合う多文化共生のまち　ふじ』の実現に向けて

～ともに暮らし、ともに育むウェルビーイング～

（案）

富　士　市

◆目次

第１章　第三次多文化共生推進プランの策定にあたって　1

１　プラン策定の背景 …… 1
２　国・県の動き …… 2
３　プランの位置づけ …… 2
４　プランの期間 …… 3
５　プラン策定の体制 …… 3

第２章　富士市の多文化共生の現状と課題　4

１　外国人市民の状況 …… 4
２　国際交流ラウンジ(FILS)の状況 …… 8
３　これまでの取組（2022（令和４）年～2026（令和８）年）と現状・課題　9
４　外国人市民懇話会の意見 …… 11
５　多文化共生に関する意識調査から見える課題 …… 13
６　課題の整理と改定の視点 …… 17

第３章　第三次多文化共生推進プランの考え方　１９

１　基本理念 …… 19
２　基本目標 …… 19
３　プランの体系 …… 20

第４章　施策の展開　２１

１　基本目標１　インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり …… 21
２　基本目標２　共生の社会を担う人づくり …… 23
３　基本目標３　誰もが安心して生活できる環境づくり …… 27
４　数値目標 …… 34

第５章　推進体制の整備　３５

１　推進体制 …… 35
２　計画の進捗管理 …… 35
３　各主体の役割 …… 35

第１章　第三次多文化共生推進プランの策定にあたって

１　プラン策定の背景

本市では、1990（平成２）年の出入国管理法の改正により、就労制限のない定住者の資格を持ち、ブラジルやペルーから来日した南米日系人が増加しました。これに伴い、多くの課題が顕在化してきたことから、外国人相談窓口や国際交流ラウンジ（FILS）などを設置し、外国人市民の支援を行ってきました。

2010（平成 22）年には、「国際化推進プラン（計画期間：2011（平成 23）年度―2015（平成 27）年度）」を策定し、それまで各課で個別に実施していた外国人支援の取組を体系化し、総合的かつ計画的に多文化共生を推進する体制を構築しました。

2008（平成 20）年のリーマンショックによる景気後退の影響があり、2015（平成 27）年４月まで、市内に在住する外国人の数は減少傾向にあったものの、より一層の多文化共生の推進に向け、「多文化共生推進プラン（計画期間：2016（平成 28）年度―2020（令和２）年度）」を策定しました。

その後、国・県の様々な施策を受け、2016（平成 28）年以降、本市においては、定住者などの身分資格による外国人の在留の長期化が進むとともに、ベトナムやフィリピン等からの技能実習生が増加し、外国人労働者に対する新たな対応が求められる状況となりました。

2020（令和２）年からの新型コロナウイルス感染症の流行が、来日予定、帰国予定の技能実習生を含めた多くの外国人の往来を妨げるなど、外国人市民の生活はもちろん、日本の経済にも多大な影響を及ぼし、非常時における外国人支援や多文化共生のあり方が課題として浮かび上がりました。こうした状況を踏まえ、2021（令和３）年度から実施予定であった「第二次多文化共生推進プラン」を１年順延し、2022（令和４）年度―2026（令和８）年度を計画期間として策定しました。

日本人の労働人口の減少が続いていく中、コロナ禍を経て外国人市民が急増し、2025（令和７）年９月には本市の外国人市民の数が 8,000 人を超え、外国人市民の割合も 3.4％以上となり、今後も増加していくことが予想されています。経済活動を維持し、市民生活を安定させるためにも、外国人市民が日本人市民とともに、生きがいを持ち、ともに支え合いながら暮らせる多文化共生のまちづくりが不可欠となっており、本プランの必要性は、より高まっていくものと考えられます。

これらを踏まえ、社会情勢の変化に対応した、より実効性の高い多文化共生施策を総合的に進めていくため、「第三次富士市多文化共生推進プラン」を策定しました。

また、2020（令和２）年７月、本市はＳＤＧｓ未来都市に選定されており、本プランにおいても、ＳＤＧｓの理念「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」を念頭に、多文化共生の推進に取り組みます。

2　国・県の動き

技能実習制度の導入により発生した課題の解決に向け、2017（平成 29）年 11 月、国は、対象職種に介護職種を加えた「外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行し、制度の改善を図りました。

その後、中小・小規模事業者における人手不足を背景に、2019（平成 31）年4月、国は、在留資格「特定技能」の新設など、外国人材の受入れを拡大する改正出入国管理法を施行し、外国人材の積極的な受け入れに大きく舵を切りました。

これに伴い、「出入国在留管理庁」の新設とともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を打ち出し、国の主導による外国人材受入れの環境整備が始まりました。

さらに、2019（令和元）年７月には、国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」を施行しました。

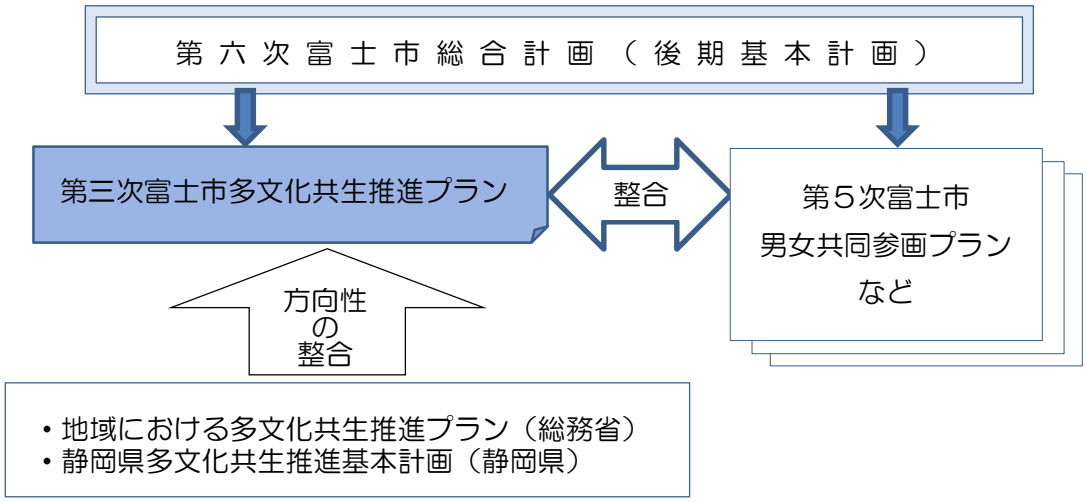
加えて、在留資格「技能実習」に代わる人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」を創設する関連法が公布（2024（令和６）年６月）・施行（2027（令和９）年４月）されることから、今後、外国人市民の在住期間の長期化が見込まれます。

静岡県においても、「災害時多言語支援センター」や「外国人相談総合窓口かめりあ」の整備、「地域日本語計画」の策定など、多文化共生・在住外国人支援の取組を進めています。

3　プランの位置づけ

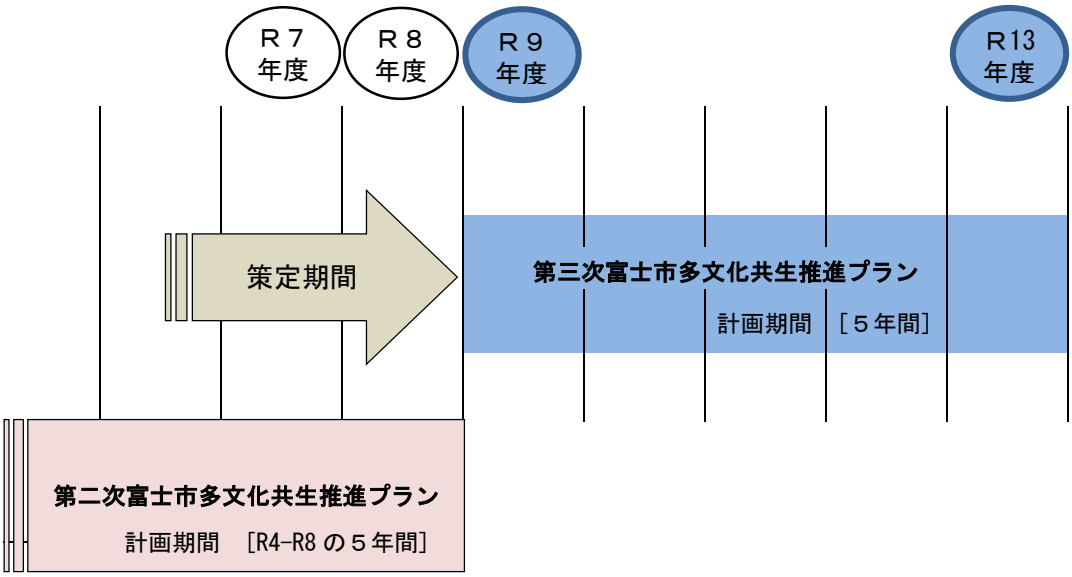
本プランは、市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」の「基本目標１・政策分野４　市民活躍」を推進する個別計画として位置づけられるもので、他の関連計画との整合も図りながら、多文化共生推進に関する基本的な方針を提示し、総合的かつ計画的に取組を推進するものです。

＜富士市多文化共生推進プランの位置づけ＞



4　プランの期間

前述の最上位計画である「第六次富士市総合計画後期基本計画」の計画期間と整合を図り、本プランの計画期間は、2027（令和９）年度から 2031（令和 13）年度までの５年間とし、計画の目標年度を 2031 年（令和 13）年度とします。



5　プラン策定の体制

本プランの策定にあたっては、「外国人市民懇話会」及び「富士市多文化共生推進プラン策定懇話会」を設置し、外国人市民や学識経験者、関係団体等からの意見聴取を行いつつ、市の関係部署で構成する「富士市多文化共生推進庁内連絡会」において、課題の整理や計画内容の検討を行いました。

また、より多くの市民の意見を取り入れるため、日本人市民と外国人市民それぞれに対し、「多文化共生に関する市民意識調査」（2025（令和７）年８月～11 月）を実施しました。

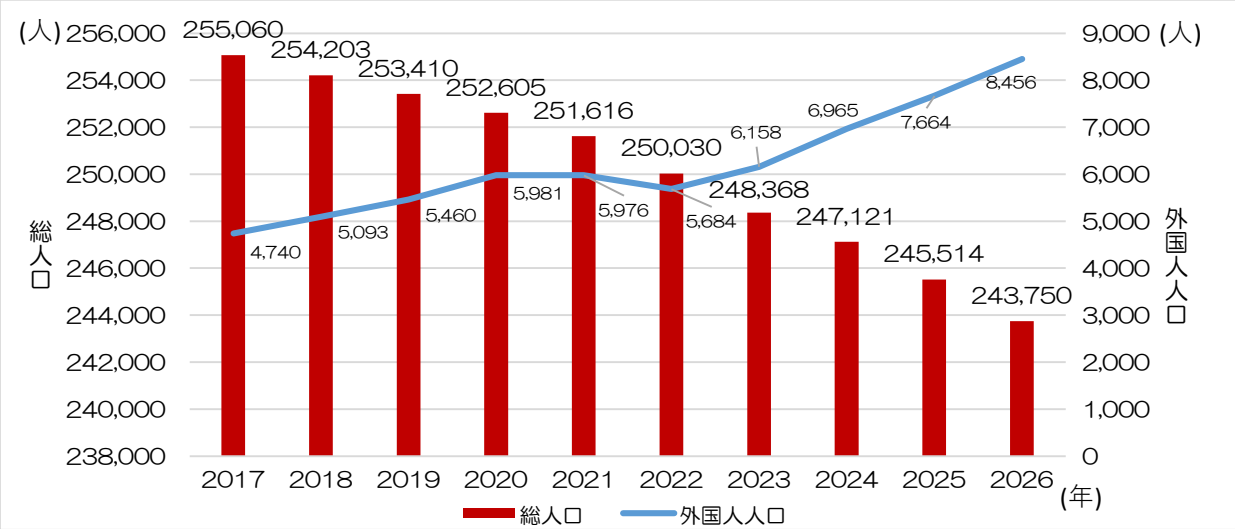
第２章　富士市の多文化共生の現状と課題

１　外国人市民の状況

（１）人口推移の状況

2020（令和２）年から世界中で大流行した新型コロナウイルスの影響で入国制限が強まり、外国人人口は一時的に減少しましたが、2022（令和４）年には入国制限の緩和により回復しました。

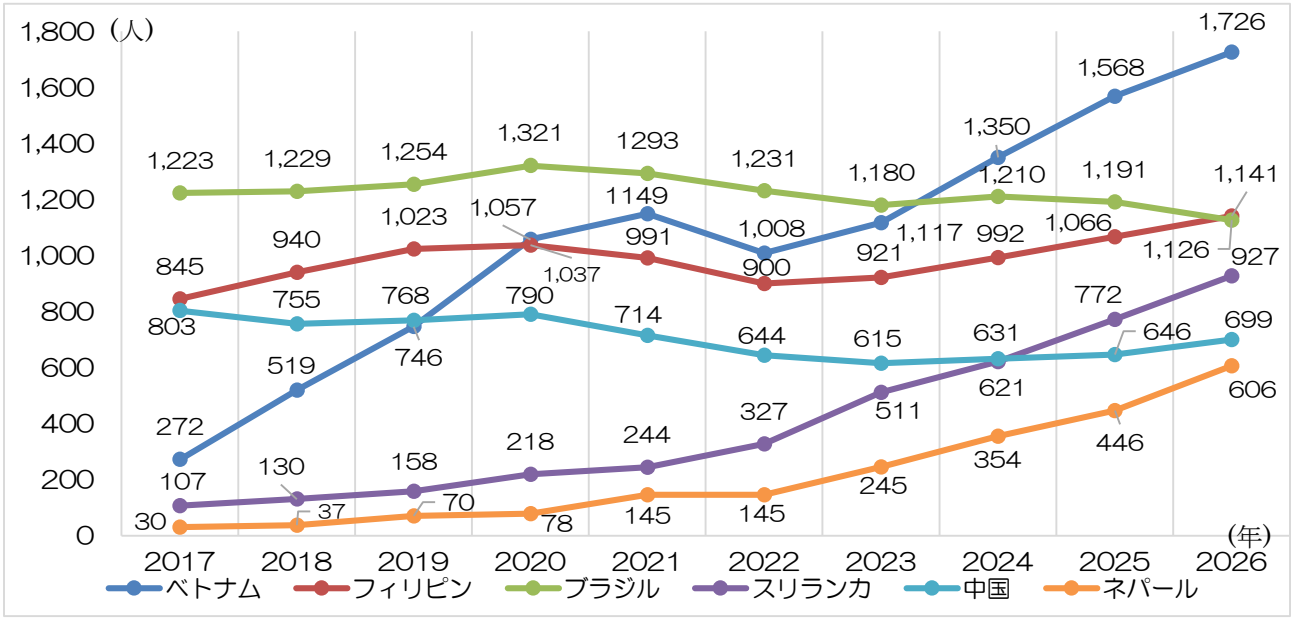
現在、少子高齢化の進行により、日本人の労働力が減少しており、国が、技能実習制度や特定技能制度を通じて受け入れを拡大し、企業が外国人労働者を積極的に受け入れている影響で過去最高を更新しています。今後も新たな在留資格の創設に伴い、さらなる増加が見込まれます。



（各年４月１日：住民基本台帳）

（２）国籍別の状況

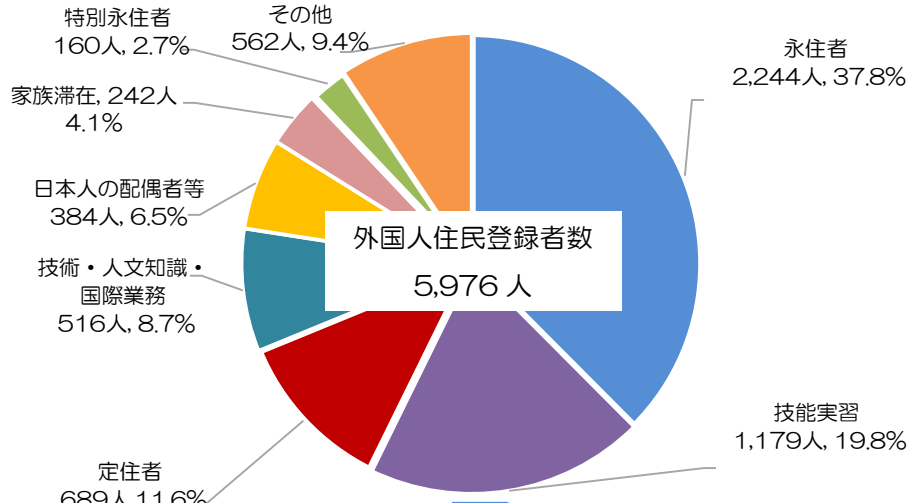
令和８年４月１日時点での上位６か国では、ブラジルはやや減少、中国はほぼ横ばいである一方、ベトナム、スリランカ、ネパールが急増しています。



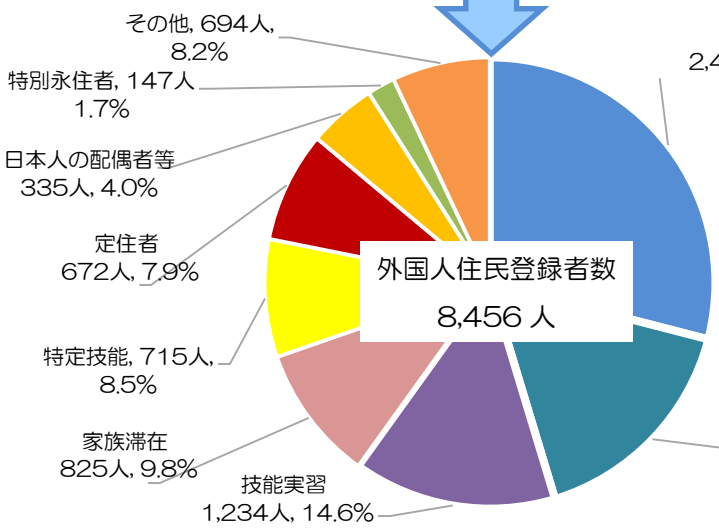
（各年４月１日：住民基本台帳）

（３）在留資格別の状況

2021（令和３）年と 2026（令和 8）年を比較すると、永住者や定住者の人数が増加しているにもかかわらず、その全体に占める割合は、減少しています。これは、技能実習や技術・人文知識・国際業務、特定技能の在留資格を持つ人が増加したことによるものであると考えられます。



（2021（令和３）年４月１日：住民基本台帳）



この５年間で、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「家族滞在」など、労働者やその家族として滞在している外国人市民が増えている。

（2026（令和８）年４月１日：住民基本台帳）

● 在留資格の内容 ●

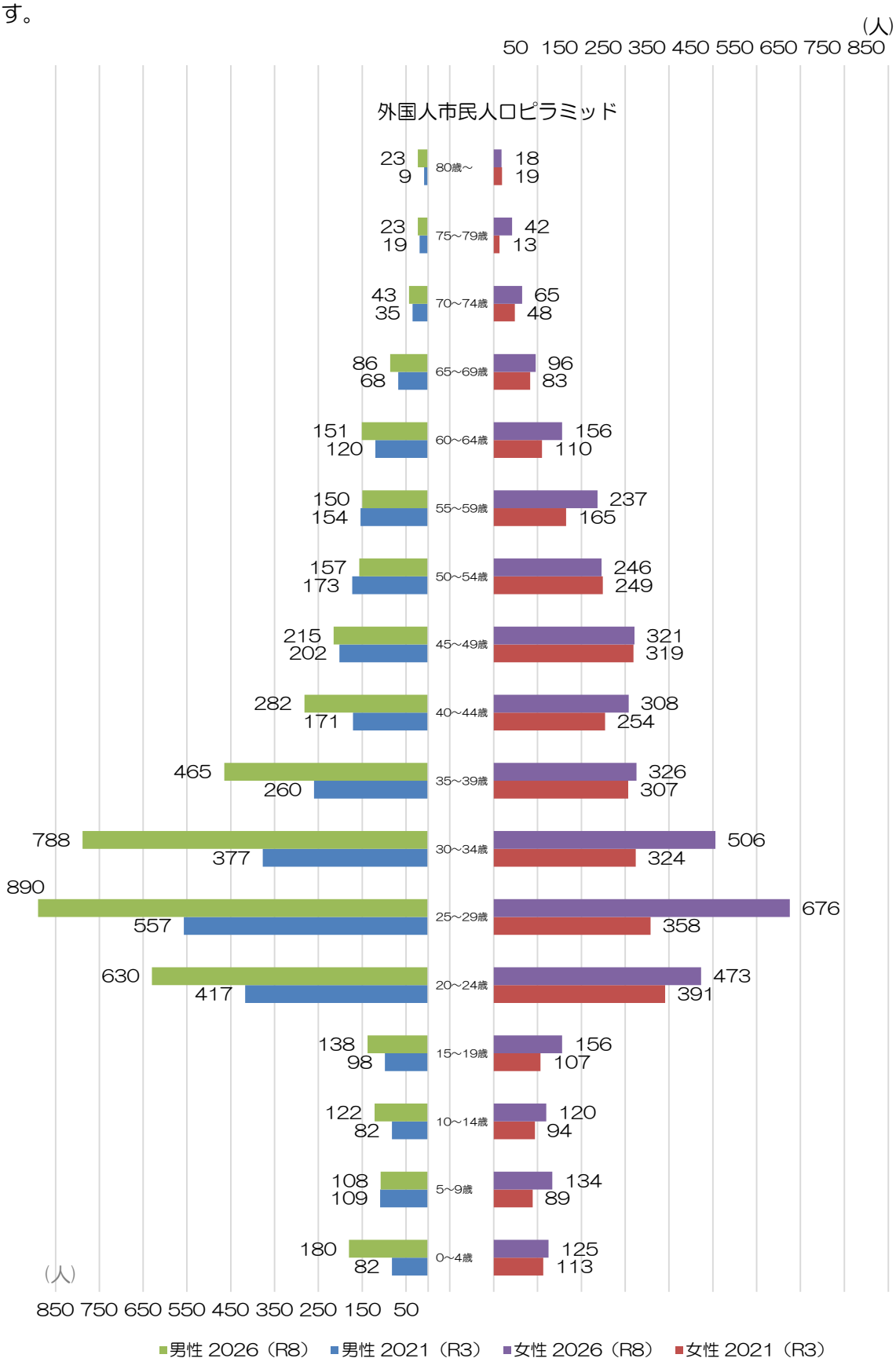
○永住者	10 年以上継続して日本に在留している等の条件を満たし、法務大臣から永住の許可（在留期間無期限）を受けた者
○技術 人文知識 国際業務	機械工学の技術者・通訳・私企業の語学教師・マーケティング業務従事者・デザイナー 在留期間は5年、3年、1年又は3ヶ月（更新可能）
○技能実習	技能実習生。在留期間は最長で５年
○家族滞在	日本で働く者（技術・人文知識・国際業務など）や留学中の外国人が扶養する配偶者や子
○特定技能	人手不足が深刻な産業分野で即戦力となる外国人を中長期的に受け入れるための在留資格 在留期間は１号が通算で最大５年（一部特例で最大６年）、２号は上限なし
○定住者	第三国定住難民・日系３世・中国残留邦人

※その他に分類した在留資格の内、割合の高いもの

２０２１（ R３ ）年	特定活動（ワーキング・ホリデー、外国人看護師・介護福祉士候補者等）（171人）、永住者の配偶者等（106人）、留学（98人）、特定技能（56人）、技能（46人）
２０２６（ R８ ）年	留学（199人）、特定活動（153人）、永住者の配偶者等（123人）

（４）年齢別の状況

人口ピラミッドは、技能実習生、特定技能等の在留資格の増加により 20 代～30 代が特に多い状況となっていますが、高齢者の数、乳幼児の数も増加していることがわかります。



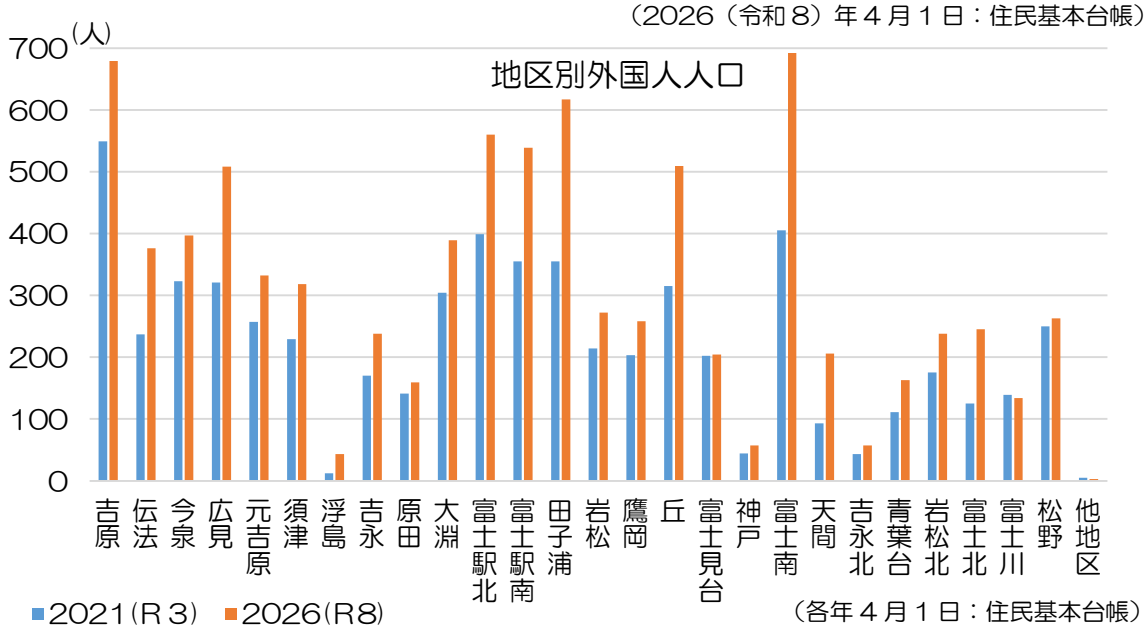
（各年４月１日：住民基本台帳）

（５）地区別の状況

外国人市民は市内全域に居住していますが、外国人比率は、「吉原地区」において 6%近くとなっているほか、「広見地区」、「元吉原地区」、「富士駅北地区」、「富士駅南地区」、「田子浦地区」、「松野地区」が 4%以上と高くなっており、2021（令和３）年と 2026（令和 8）年を比較すると、伸び幅に差はあるものの、富士川地区以外の 25 地区で外国人人口が増加しています。

地区名	総人口（人）	外国人市民（人）	比率
吉原地区	11,533	679	5.9%
伝法地区	11,733	376	3.2%
今泉地区	11,726	397	3.4%
広見地区	12,063	508	4.2%
元吉原地区	6,989	332	4.8%
須津地区	10,352	318	3.1%
浮島地区	1,445	43	3.0%
吉永地区	6,802	238	3.5%
原田地区	6,434	159	2.5%
大淵地区	11,609	389	3.4%
富士駅北地区	12,239	560	4.6%
富士駅南地区	12,014	539	4.5%
田子浦地区	14,303	617	4.3%
岩松地区	9,867	272	2.8%
鷹岡地区	12,145	258	2.1%
丘地区	13,873	509	3.7%
富士見台地区	5,487	204	3.7%
神戸地区	3,797	57	1.5%
富士南地区	17,683	692	3.9%
天間地区	6,320	206	3.3%
吉永北地区	2,547	57	2.2%
青葉台地区	9,460	163	1.7%
岩松北地区	10,129	238	2.3%
富士北地区	9,147	245	2.7%
富士川地区	7,599	134	1.8%
松野地区	6,368	263	4.1%
他地区	86	3	3.5%
合計	243,750	8,456	3.5%

（2026（令和８）年４月１日：住民基本台帳）



（各年４月１日：住民基本台帳）

2　国際交流ラウンジ（FILS）の状況

国際交流ラウンジ(FILS)では、外国人市民向けに個別で日本語を教える日本語教室の他、外国人市民及び外国人市民とかかわりのある日本人市民からの通訳・翻訳の依頼への対応、各種相談などを行っています。

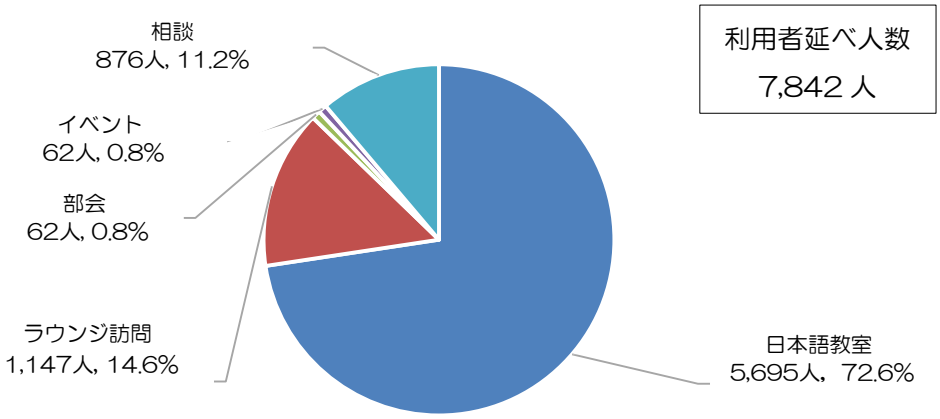
その他、富士市交流プラザや地区まちづくりセンター等を会場として、外国人市民向けの日本語講座、日本人市民向けの日本語ボランティア講座などを実施しており、数多くの市民が参加しています。

また、2025（令和 7）年度に国際交流ラウンジ(FILS)を訪れた人たちの目的を見ると、日本語教室に関することが 7 割以上を占めており、日本語を学ぼうとする外国人市民が非常に多いことがわかります。

なお、外国人市民が集住する自治体の多くで、外国人市民を対象とした相談窓口が設置されていますが、本市の国際交流ラウンジ(FILS)は、外国人市民の生活相談等への対応に加え、外国人市民と日本人市民の交流の場としての機能も兼ね備えており、本市の多文化共生施策の特徴の一つとなっています。

しかしながら、その認知度は決して高いとは言えないのが現状であり、この施設の認知度をいかに上昇させ、その機能をどのように活用していくかが、本市の多文化共生推進のカギになると考えられます。

《 国際交流ラウンジ（FILS）利用の目的 》



《 国際交流ラウンジ（FILS）相談の内容 》

（相談件数 876 件）

内　　容	件 数	割 合	内　　容	件 数	割 合
学習希望	260 件	29.7%	医療関係	37 件	4.2%
こどもの教育	92 件	10.5%	社会保険・年金	17 件	1.9%
雇用関係	77 件	8.8%	防災・災害	1 件	0.1%
出産・子育て	11 件	1.3%	入管手続き	20 件	2.3%
住宅	26 件	3.0%	マイナンバー	3 件	0.3%
福祉関係	3 件	0.3%	その他	329 件	37.6%

（ 2025（令和 7）年度 国際交流ラウンジ(FILS)統計 ）

※相談件数及び利用者延べ人数については、相談内容が２つ以上の項目にわたる場合、項目ごとに 1 件として計上。来場者の実人数は 7,754 人。

3 これまでの取組（2022（令和 4）年～2026（令和 8）年）と現状・課題

本プランの策定に当たり、前プラン（計画期間：2022(令和 4)年～2026(令和 8 年）の主な取組の状況から、現状と課題について整理しました。

基本目標１　ともに築く共生の地域づくり

（１）多文化共生・相互理解の推進

≪主な取組≫

国際交流ラウンジ（FILS）の運営や国際交流フェアなどの交流イベントを開催するなど、お互いの文化の違いを理解し合う機会の提供に努めるとともに、「やさしい日本語」講座などで、多文化共生についての講義を行いました。

（２）外国人市民の地域参画の促進

≪主な取組≫

外国人市民連絡会を開催し、外国人市民の意見を反映できるしくみの構築に努めるとともに、各種イベントの講師としての参加を促進するなど、外国人市民の活躍の場を広げ、協働によるまちづくりを推進しました。

現状・課題

多文化共生の推進には、日本人住民と外国人住民をつなぐキーパソンの発掘や育成、文化や習慣等の違いを越えて理解し合おうとする人々の意識等、「人」の存在が欠かせません。

また、日本人市民と外国人市民間はもとより、異なった国籍を持つ外国人市民間でも相互理解や協働が不可欠であるため、「多文化共生の担い手の育成」を引き続き実施することが必要です。

基本目標２　共生の未来を担う人づくり

（１）コミュニケーション能力の向上

≪主な取組≫

外国人市民へ様々な形態の日本語学習機会を提供し、日本語学習環境の強化に努めるとともに、日本人市民へ「やさしい日本語」の普及や外国語の学習機会の提供により、コミュニケーションの円滑化を図りました。

また、外国人児童・生徒への学習環境の整備と学習支援を行い、将来にわたってのコミュニケーションの不安の解消に努めました。

（２）国際感覚・異文化理解の向上

≪主な取組≫

若い世代の国際感覚の向上や異文化相互理解の促進のため、異文化理解講座を実施し、ALT の積極的な活用や姉妹・友好都市への派遣事業を行いました。また、外国人市民との協働によるまちづくりを推進するため、「外国人市民人材リスト」を作成しました。

現状・課題

国際交流ラウンジ（FILS）で受け付けている、日本語ボランティアと外国人市民が一対一で日本語学習を行う「日本語クラス」は、待機者が発生しています。また、特定技能等の在留資格を持つ外国人の家族として富士市に来る配偶者や子は日本語がわからない人が多いことから、コミュニケーション能力の向上に向け、引き続き日本語学習支援の強化が必要となるとともに、日本語学習ボランティアの育成と増員が必要となります。

基本目標３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

（１）　防災対策の推進

≪主な取組≫

外国人市民に向けた「やさしい日本語」での情報発信により、防災イベントへの参加や「やさしい日本語」を通しての地域での防災訓練への参加を促しました。また、国際交流ラウンジ（FILS）の Facebook やメールサービス（まる・かる・めーる）で、津波警報などの緊急情報の提供を行いました。

（２）　生活相談等の行政サービスの充実

≪主な取組≫

市役所の外国人相談窓口や、国際交流ラウンジ（FILS）で母語による生活相談・通訳・翻訳依頼に対応しました。また、学校などに外国語通訳支援員を派遣しました。

さらに、様々な場面で多言語による対応を進め、行政サービスの充実に努めました。

（３）　関係機関等との連携

≪主な取組≫

外国人の就労につなげるため、「ユニバーサル就労支援センター」と連携を図りました。また、外国人が安心して働ける職場環境を整備するため、外国人市民を雇用する企業を対象に研修会を実施しました。

現状・課題

災害時に言語や文化の違いから情報が十分に届かず、避難や安全確保が遅れるリスクが高いため、外国人市民が自ら適切に行動することで、被害の軽減につながるよう防災訓練に参加するなど、防災意識の向上や地域参画を推進する必要があります。さらに、事業所に対して、外国人従業員の地域防災訓練への参加を促すなど、事業所と連携した取組も強化していく必要があります。

また、特定技能や技能実習の在留資格の外国人は、事業所内でコミュニティが完結してしまう傾向があり、市の情報や支援が届いていないことがあるため、事業所を巻き込んだ多文化共生の推進や啓発、情報発信を拡充する必要があります。

4　外国人市民懇話会の意見

本プランの策定にあたり、外国人市民から直接意見を聞くために、2025（令和７）年度に開催した外国人市民懇話会において、次のような意見が出ました。

（１） 在住外国人支援に関すること

・地域にもよると思うが、防災訓練の集合時間が早いのではないか。回覧板もやさしい日本語で書いてあると良い。
・外国人が地区の組・班長になっても、副班長や周りの日本人が地区の行事を知らせるサポートをしてくれるとよい。
・自分が地区の班長になったときも、一生懸命やろうとすれば周りの人が助けてくれた。外国人も一生懸命やろうという姿勢が大事。お互い同じ気持ちだったらうまくいくと思う。
・防災訓練の時に、やさしい日本語で会話できるような担当を設置すると良いのではないか。

（２）在住外国人材の活用に関すること

・以前住んでいた市では小学校低学年の時に、外国籍の保護者に来てもらって母国の話をしてもらった。在学校の保護者ということで親しみやすさがあった。在住外国人に学校や地域に出向いてもらうと良いのではないか。直接外国人と触れ合う機会が少ないと感じるため、地域や町内で活躍する外国人が増えると良いのではないか。
・こどもたちの中で自分の国を紹介したいという声が多い。クラスや学年に紹介している学校がある。
・国際交流ラウンジ（FILS）に集まることのできるコミュニティがあるのが、こどもにとっても保護者にとっても良い。色々な場でこどもも保護者も母国を紹介できる場があると良い。こどもを通して、大人も巻き込んで参加できることが良いのではないか。
・定期的に各国のことをテーマに話せる機会があると良い。外国人同士も知る機会があるとなお良い。
・富士市に来たばかりの時、私の母国の場所を知らない日本人が多かった。知ってもらえる機会があるとうれしい。

（３）在住外国人に対する市からの情報提供の手法・手段・媒体に関すること

・インターネット以外だと、地区まちづくりセンターだけではなく、コンビニエンスストア等にチラシを配架しておくといいのではないか。広報ふじは町内会・区に入っている人にしか回ってない。町内会・区に入ってない人にも届くような工夫が必要だと思う。
・外国人は、週に１回くらいは自分の国の店に食材を買いに行っていると思うので、そこにチラシなどを置いてもらうといいのではないか。母国の飲食店や販売店は行きやすい。
・働いている会社を通して発信していくことが、一番発信力があるのではないか。
・広報ふじはＬＩＮＥで見る。
・情報を掲載しているウェブページの二次元コードを載せると見る機会があるのではないか。
・転入時に市の情報を掲載した冊子を配るより、動画にした情報のウェブページの二次元コードで動画などを見ながら待ってもらえるといいのではないか。

・最近は家族滞在の人が多く、日本語が全くわからない人が多い。翻訳アプリは正確ではないこともあり、チラシなどのタイトルだけでも母国語にしてもらうと良いのではないか。
・集合住宅に住んでいるときは、防災訓練の場所も時間もわからなかった。回覧もなく、誰も教えてくれなかった。命に関わることだから、みんなに知ってもらいたい。
・自分の町内ではゴミ捨て場に避難所までの経路を載せたポスターを外国語でも貼っている。誰もが見る機会がある場所なのでとても良い。避難訓練の日や場所を貼っても良いのではないか。
・外国の人は言語の変換アプリをほぼ持っているから、掲示をしているだけでも違ってくると思う。災害時は町内で助け合う連携、情報が重要。

（４）各地区のイベント等で外国人市民と日本人市民が交流する方法について

・自分で住んでいるところではなく、勤めている会社の地区で参加することや、会社側から実習生等に参加するよう促すことを考えていいのではないか。
・日本語学校や管理会社経由で住む場所の情報を提供し、参加を促すと良いのではないか。引っ越して来て最初に知ってもらうことが大事。
・まちづくり協議会の中に、外国人の担当を設置すると、もう少し地域に根づいた取組ができるのではないか。外国語ではなく、やさしい日本語を使えばコミュニケーションは取れるのではないか。そこを通して地区の外国人に発信ができるしくみがあると良い。
・最近、カトリック教会でも毎週日曜日に集まってイベントをやるようになった。イベントは宗教関係なく誰でも参加して良い。一度でも嫌な思いをしてしてしまうと外国人も参加が億劫になってしまう。何事も信頼関係が大切。
・子ども会の会長をしているが、今、地区によってはコロナの影響もあって子ども会自体がなくなっている。子ども会を通して地域の人と知り合う機会があったが、今は会う機会が減ってしまっている。近所の方や周囲の人の支援があると良い。
・国際交流ラウンジ（FILS）が開催したイヤーエンドパーティーはとても良かった。自己紹介をしたりゲームをしたり、コミュニケーションを取れる内容が良かった。年に一回ではなく、数回色々なテーマでできるといいと思う。

（５）その他多文化共生の推進に関し必要な事項

・各国のコミュニティに属してもらい、情報をスマートフォンで共有することで助け合いができる。
・外国人市民連絡会の継続は大切。
・外国人の避難訓練の参加が低いことは問題。今、外国人は若い人が多い。何かあった時の力に間違いなくなる。団地に行くと年寄りが多い。助け合える環境、横のつながりが重要。日本人にも理解が必要ではないか。いざ震災があったら電波がつながらない可能性があり、現場での判断が欠かせないことから、情報を待つのではなく、日頃からの地域のつながりが必要。

5　多文化共生に関する意識調査から見える課題

多文化共生に関する意識調査は、日本人市民、外国人市民からそれぞれ 2,000 人ずつを抽出し、日本人市民に対しては、多文化共生、国際化に関しての質問、外国人市民に対しては、日本語能力についての質問の他、地域コミュニティとの関わり、仕事など、生活全般についての質問を設定し、実施しました。

ここでは、調査結果の概要と調査結果から見える課題の主なものを取り上げ、プラン改定にあたっての課題の確認のための資料として提示しています。

《 A 》 日本人市民意識調査

（調査期間：2025（令和 7）年 8 月～10 月）

○　調査結果の概要
◎　調査結果の分析から見える課題

（1） 多文化共生について

○日本社会で生活する外国人が増えることについては「望ましい」が 17.8%、「望ましくない」が 23.1%、「わからない」が 58.0%。「望ましい」が前回調査から 12.0 ポイント低くなっている。

○富士市に暮らす外国人が日本人と互いに理解し合って生活するために、外国人に希望することは「地域のルールを知り、守ってほしい」が 80.6%、「日本の生活習慣、文化等を理解してほしい」が 60.3%、「ルールやマナーなど、わからないことがあれば質問してほしい」が 48.3%、「日本語を話せるようになってほしい」が 33.1%など。「地域の人と交流したり、行事に参加してほしい」が前回調査から 7.7 ポイント低く、「地域のルールを知り、守ってほしい」が前回調査から 6.7 ポイント高くなっている。

◎外国人が増えることについての市民の理解や、親しみやすさは高まっているとは言えない。

◎市の必要な取組として、外国人への生活ルールなどの周知をあげる声が多い。

（2） 友好・姉妹都市交流、国際交流について

○オーシャンサイド市、嘉興市との姉妹友好都市提携は「両方とも知っている」が 16.4%（前回調査 21.6%）、「オーシャンサイド市は知っている」が 7.4%（前回調査 6.4%）、「嘉興市は知っている」が 6.3%（前回調査 9.4%）。「知らない」は 68.7%（前回調査 60.8%）で増加傾向。

○富士市主催の姉妹友好都市派遣事業に家族を参加させたいかは「両方の都市への派遣事業に参加させたい」が 6.4%（前回調査 9.0%）、「オーシャンサイド市の派遣事業に参加させたい」が 5.7%（前回調査 6.8%）、「嘉興市への派遣事業に参加させたい」が 0.2%（前回調査 0.8%）。「参加させたいとは思わない」が 37.3%（前回調査 32.6%）、「わからない」が 48.1%（前回調査 48.6%）となっている。

◎姉妹友好都市の認知度や訪問意欲は、低下傾向にある。

◎富士市が姉妹友好都市へ市民を派遣する事業を行っていることを知っている人は約２割。

◎姉妹友好都市以外の海外の都市との交流は、積極的にすべきが半数弱を占め肯定的である。

（３）多文化共生・国際化に共通する事項について

〇富士市の多文化共生・国際交流事業についての情報入手方法は、「広報ふじ」が 49.8%、「市ウェブサイト（市 SNS 含む）」が 7.2%、「チラシ・ポスター」が 6.6%など。「市ウェブサイト（市 SNS 含む）」が前回調査から 5.3 ポイント高くなっている。

〇富士市を訪れる外国人観光客の増加については、「良いと思う」が 55.3%、「良いと思わない」が 16.3%。「良いと思う」は前回調査から 17.3 ポイント低くなっている。

〇重要と考える多文化共生や国際化の進展に伴う富士市の施策は、「日本人と外国人が互いに理解し、安心して暮らせる環境づくり」が 55.4%、「異なる文化や価値観を理解・尊重できる人づくり」と「災害時における外国語による情報提供体制の整備」が 31.3%など。

◎情報の入手方法は依然として 「広報ふじ」が多いが、今後ウェブサイトや SNS が増えてくると想定される。

◎外国人観光客の増加については肯定的な意見が半数以上を占めるが、経年では増加傾向でない。

◎市民が富士市の施策として重要だと考えることは、相互理解と安心。

《 B 》 外国人市民意識調査

（調査期間：2025（令和 7）年８月～10 月）

〇　調査結果の概要
◎　調査結果の分析から見える課題

（１）居住年数

〇富士市での滞在年数は「１年より短い」が 13.5%、「１～４年」が 38.5%、「５～９年」が 15.8%、「10～19 年」が 13.3%、「20 年以上」が 18.3%。

◎富士市での今後の居住意向、居住予定をみると、外国人市民の安住、定住施策が課題。

（２）日本語能力について

〇日常会話ができる言語は、「日本語」が 79.6%、「英語」が 34.0%、「ベトナム語」が 20.9%、「ポルトガル語」が 19.5%など。

〇日本語の能力で「充分にできる」割合は、【聞く】が 26.4%、【話す】が 23.5%、【読む】が 10.7%、【書く】が 8.8%。一方、【読む】・【書く】で「ほとんどできない」は１割程度。

〇今後の日本語の学習については、「学びたい」が 62.4%、「学びたいが、学ぶことができない」が 22.3%、「学びたいと思わない」が 13.2%。

〇日本語を学んでいない理由は、「仕事や子育てなどで、時間がないから」が 37.6%、「日本語ができるから」が 31.4%、「日本語教室の時間が合わないから」が 17.4%、「どうやって勉強したらいいのか分からないから」が 11.6%など。

◎日本語を学びたい外国人は、前回調査よりも多くなっており、そのニーズは高い。

◎国籍がベトナムの人は、８割以上が「日本語を学びたい」と回答しているが、学んでいない人は「日本語教室の時間が合わない」という理由が多い。

◎国籍（言語）別に日本語の習熟度、学ぶ意向、学ぶ（学ばない）理由が異なるため、細やかな対応が必要。

（３）生活全般について

〇生活している中で悩みは、「生活費が高い」が 67.4%、「収入が少ない」が 37.6%、「日本語が不自由」が 23.4%、「災害（地震や津波など）の心配」が 22.4%など。『悩みごとあり』の割合は 88.3%。

〇生活の情報源は、「インターネット・SNS （携帯）」が 61.1%、「日本人の知り合い」が 31.2%、「自分の会社・学校」が 30.8%、「インターネット・SNS（PC）」が 29.7%など。

◎インターネットや SNS などの生活情報提供ツールや方法、内容の検討。富士コミュニティ FM 放送の PR。

（４）住宅について

◎外国人の住宅需要に対する多言語対応、より安心、安全、快適な住宅施策。

（５）地域コミュニティとの関わりについて

〇まわりに住んでいる日本人については、「親しみやすい」が 52.1%、「親しみにくい」が 7.0%、「何も感じない」が 36.7%。「何も感じない」が前回調査から 10.3 ポイント高くなっている。

〇まわりに住んでいる日本人との生活のトラブルは、「ない」が 94.8%、「ある」が 3.0%。

〇自治会や町内会・区の行事への参加については、「参加している」が 37.3%、「参加したことはない」が 61.3%。「参加したことはない」が前回調査から 14.7 ポイント高くなっている。

〇自治会や町内会・区の行事に参加しない理由は、「行事の情報がなかったため（チラシや回覧板などが日本語のみで読めないため）」が 53.6%、「仕事のため」が 36.8%、「一緒に参加する仲間がいない」が 18.2%、「プライベートを優先したいため」が 10.8%など。

〇まわりに住んでいる日本人と付き合っていく中で希望することは、「日本の習慣などをもっと教えてほしい」が 44.0%、「互いに交流をしたい」が 32.6%、「日本語を教えてもらいたい」が 27.0%、「母国の文化・習慣を知ってほしい」が 20.9%など。何らかの「交流希望がある」割合は 84.0%。

◎まわりに住んでいる日本人は親しみやすいと約半数の人が感じているが、一方、何も感じない人も４割弱で前回調査から多くなっている。

◎自治会や町内会・区の行事に参加したことがない人が約６割を占め、日本人と交流が少ない外国人だけのコミュニティ化が進んでいることも考えられる。

◎日本の習慣を教えてほしい、交流したい人と希望する人も多く、情報提供や交流機会の充実が課題。

（６）医療・保健について

〇病院などで困ることは、「言葉の問題で伝えたいことを伝えることができない」が 34.8%、「症状に合う病院がどこにあるのかわからない」が 26.3%、「案内板・書類・薬の表示が日本語でわからない」が 18.3%、「待ち時間が長い」が 17.2%など。病院などで何らかの「困りごとがある」割合は 59.7%。一方、「特に困っていない」は 38.9%。

◎医療機関での多言語対応、医療情報の提供方法と多言語化、健康保険未加入者への対応。

（７）子育て・教育について

〇日本での子育てで困ったことは、「養育費が高い」が 9.2%、「子育てで心配なことを相談する人や場所がない」が 5.8%、「仕事中にこどもを預けるところがない」が 5.2%、「母国語の通じる小児科がない」が 4.4%など。子育てで何らかの「困りごとがある」割合は 23.7%、「特にない」は 31.5%。

〇こどもの教育について困ったことは、「卒業後の進学・就職が心配」が 7.2%、「日本の教育制度がわからない」が 4.0%、「こどもの話す日本語がわからない」が 3.4%など。こどもの教育について何らかの「困りごとがある」割合は 23.4%、「特にない」は 33.3%。

◎子育て・教育に関する情報提供や相談体制の整備などが課題。

（８）仕事について

〇仕事で満足していないことは「賃金が安い」が 27.4%、「賃金や昇進で日本人と差がある」が 11.0%、「正社員になれない」が 9.4%、「日本語が難しくてわからない」が 9.2%など。仕事で何らかの「不満がある」割合は 47.7%、「特にない」は 44.3%。「特にない」が前回調査から 13.2 ポイント高くなっている。

◎企業等と協力・連携して、意思疎通の円滑化、労働環境の向上を図ることが必要。

（９）防災について

〇災害の準備でしていることは「避難場所を確認している」が 58.7%、「非常食や水を用意している」が 51.4%、「身元確認のための ID を持ち歩いている」が 44.3%、「救急車・消防車の呼び方を確認している」が 27.4%など。災害への備えとして何らかの「準備をしている」割合は 85.3%。「富士市の地域防災訓練に参加している」が前回調査から 5.9 ポイント低くなっている。

◎避難場所を含めた防災全般の情報提供や地域防災訓練への参加促進。

（10）行政サービスについて

〇知りたい市の情報は、「災害時の避難所など緊急時対応」が 45.8%、「日本語講座の開催情報」が 31.1%、「病院の情報」が 29.4%、「健康診断などの情報」が 29.3%など。「知りたい情報がある」割合は 79.9%。

〇充実してほしい行政サービスは、「多言語による生活関連情報提供や生活相談」が 37.7%、「日本語教室の開催」が 32.2%、「案内板などの多言語表示」が 31.8%など。「充実してほしい行政サービスがある」割合は 80.2%。「ルビ（ふりがな）の表記」が前回調査から 13.6 ポイント低くなっている。

〇富士市に住んでいて満足していることは「安全なこと」が 50.3%、「自然が豊かなこと」が 49.2%、「働く場所があること」が 44.7%、「人があたたかいこと」が 38.1%など。「満足していることがある」割合は 91.6%。「人があたたかいこと」が前回調査から 8.3 ポイント低くなっている。

◎約４割の人が「多言語による生活関連情報提供や生活相談」を望んでおり、周知や提供体制の充実が課題。

6　課題の整理と改定の視点

中長期的に外国人労働者が地域経済の担い手として期待される状況は変わることはないと考えられます。国が外国人材の受入拡大に向けて受入環境を整備し、労働力の確保を進める中、外国人市民を地域の一員として、また、社会経済の担い手とすることで、共に豊かに暮らせる多文化共生の重要性が増しています。合わせて、誰もが安心で快適に暮らせる環境を整えるため、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態、幸福な状態であること）の向上に努める必要があります。

本章の「１　外国人市民の状況」から「５　多文化共生に関する意識調査から見える課題」等をもとに、課題を精査し、現在の富士市の多文化共生の推進状況について分析した結果、見つかった課題及び「多文化共生推進プラン」の改定の視点を整理しました。

●外国人市民が増えることについての日本人市民の理解や、外国人市民への親しみが低い

市内全域で外国人の在住が増えている一方、相互理解が十分進んでいない状況があることから、国際交流ラウンジ（FILS）のみならず、様々な場面で日本人市民と外国人市民の交流を促進することが必要と考えられます。国際交流協会の協力を得るとともに、国際交流ラウンジ（FILS）の事業を通じ、外国人市民の主体性を引き出す交流事業を展開し、日本人市民にも、多文化共生・インターカルチュラル（異なる文化間の相互理解をし、文化的多様性を活力や成長につなげること）の機運を高める必要があります。

●外国人市民も、ともに富士市の未来を担う人材として活躍できる土壌の形成

多文化共生の推進には、日本人住民と外国人住民をつなぐキーパーソンの発掘や育成、文化や習慣等の違いを越えて理解し合おうとする人々の意識等、「人」の存在が欠かせません。また、日本人市民と外国人市民間はもとより、異なった国籍を持つ外国人市民間でも相互理解や協働が不可欠であるため、「多文化共生の担い手の育成」を引き続き実施することが必要です。

●事業所との連携、情報発信の強化、育成就労制度への対応

特定技能や技能実習によって富士市に来る外国人は、事業所内でコミュニティが完結してしまう傾向があり、市の情報や支援が届いていないことがあるため、事業所を巻き込んだ多文化共生の推進や啓発、情報発信を拡充する必要があります。

また、今後展開される育成就労制度は、長期雇用を前提とする制度への大きな転換であり、これまでと同様に事業所内でのコミュニティが完結してしまうことが懸念されます。このため、効果的な情報発信や国際交流ラウンジ（FILS）の認知度の向上が引き続き不可欠です。

●家族滞在による日本語が分からない母子の増加

特定技能等で富士市に来る外国人は、母国で日本語の勉強をしていたり、受け入れ事業所等の支援によって比較的日本語に不自由なく生活をできたりする傾向にあるが、母国から家族滞在として富士市に来る配偶者や子は日本語が分からない人が多いことから、コミュニケーション能力の向上に向け、引き続き日本語学習支援の強化が必要となります。

●幼年期や老齢期など在住外国人市民の年齢層が幅広くなっている

近年、特に 20 代と 30 代の男性外国人が増加していることに加え、長く富士市に住んでいる人の高齢化や子育て世代が増えたことによるこどもの増加など、幅広い年齢層の外国人市民が増加しています。そのため、出生から保育園・幼稚園での生活、健康、教育、就業、保険、医療、介護といった様々なライフステージに沿った支援が必要です。

●くらしのルールの周知や防災対策の推進

外国人市民が生活上のルールを知らないことが、日本人市民との隔たりの要因になっていることから、くらしのルールの周知の強化が必要です。加えて、行政等の手続きで不便を感じる場面や多言語情報に対するニーズが多いことから、ICT 技術の活用や、やさしい日本語、多言語情報の積極的な情報提供を引き続き推進することが必要です。

また、災害時に言語や文化の違いから情報が十分に届かず、避難や安全確保が遅れるリスクが高いため、地域の一員として外国人市民が正確な知識を共有し、自ら適切に行動でき、被害の軽減につながるよう、外国人を含む多様な住民が防災訓練に参加するなど、防災意識の向上や地域参画を推進する必要があります。合わせて、事業所を通して外国人従業員に地域の防災訓練への参加を促すなど、事業所と連携した取組も強化していく必要があります。

第３章　第三次多文化共生推進プランの考え方

１　基本理念

「心通い合う多文化共生のまち　ふじ」
～ともに暮らし、ともに育むウェルビーイング※１～

2010（平成 22）年度策定「国際化推進プラン」から続く基本理念を継承し、国籍や言語、文化や生活習慣等の違いにかかわらず、互いを理解し、尊重し、外国人市民も日本人市民もともに地域の一員として心を通わせ、ウェルビーイングを育む多文化共生社会を目指します。

２　基本目標

（１）　インターカルチュラル※2 の推進に向けた地域づくり

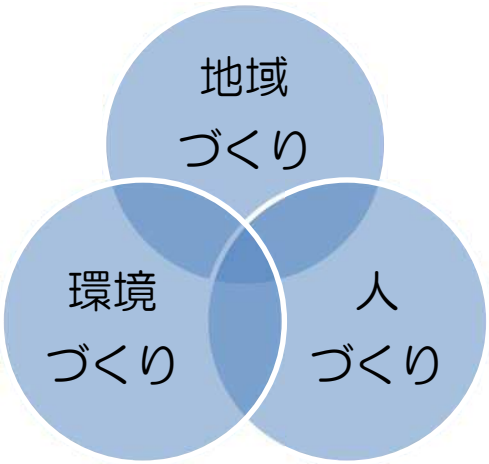
国籍、言語、文化、習慣等の違いにかかわらず、外国人市民も日本人市民も地域の一員として互いを理解し、尊重し、支え合う地域を目指します。また、地域において、外国人市民と日本人市民の交流の充実を図ります。

（２）　共生の社会を担う人づくり

外国人市民が、地域や企業の一員として、日本人市民とともに活躍できるよう、多文化共生を担う人づくりをすすめます。また、日本人市民については、異文化や多文化理解を通じて、共生を担う人材が育つよう取り組みます。

（３）　誰もが安心して生活できる環境づくり

様々なライフステージに応じた相談・支援体制を充実させ、外国人市民が日本人市民と同様のサービスが受けられる環境を目指します。また、生活関連情報及び防災関連情報を効果的に発信します。



※1 ウェルビーイング…身体・精神・社会の３つの観点において、「持続的に満たされた、良い状態（心身ともに健康で、自分らしく生きている状態）」のこと

※2 インターカルチュラル…異なる文化的な背景を持つ人々が、単に共存するだけではなく、対話と交流を通じて互いに影響を与え合い、新しい価値や活力を創造していく「双方向の共生」の考え方

3　プランの体系

【基本理念】　【基本目標】　　【施策の方向性】と【施策】

〈基本理念〉心 通 い 合 う 多 文 化 共 生 の ま ち　ふ じ
～ともに暮らし、ともに育むウェルビーイング～

基本目標1
インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり

1-1「多文化共生・相互理解の推進」
- 1-1-1　国際交流ラウンジ(FILS)を拠点とした多文化共生の推進
- 重点 1-1-2　交流事業による多文化共生意識の醸成

1-2「外国人市民の地域参画の促進」
- 1-2-1　まちづくり活動への参加促進
- 1-2-2　外国人市民との協働の推進

基本目標2
共生の社会を担う人づくり

2-1「コミュニケーション能力の向上」
- 重点 2-1-1　外国人市民の日本語学習環境の強化
- 2-1-2　日本人市民への「やさしい日本語」の普及及び外国語学習機会の提供
- 2-1-3　外国人児童・生徒への学習支援

2-2「国際感覚・異文化理解の向上」
- 重点 2-2-1　若い世代への異文化理解教育の推進
- 2-2-2　多文化共生の担い手(キーパーソン)の育成

基本目標3
誰もが安心して生活できる環境づくり

3-1「防災対策の推進」
- 3-1-1　多言語等による防災関連情報や緊急情報の提供
- 重点 3-1-2　外国人市民の防災意識の向上
- 3-1-3　災害時の支援体制の整備

3-2「ライフステージに応じた支援」
- 重点 3-2-1　あらゆるライフステージに応じた行政サービスの充実
- 3-2-2　関係機関との連携

3-3「安心して暮らせる環境と情報発信」
- 3-3-1　通訳・相談体制の充実
- 3-3-2　地域のくらしのルール等の理解促進



第４章　施策の展開

現状と課題及び「第二次多文化共生推進プラン」評価を踏まえ、第二次プランに一部修正を加えた「第三次多文化共生推進プラン」を策定しました。

なお、第二次プランの取組は 79 でしたが、その内の 15 の取組について、内容の一部変更及び統合し、新規取組を３つ加えた 68 の取組により、本プランを構成します。

重点　重点施策　　改　内容の一部を変更した取組　　新　新規の取組

～ 基本目標１　～　インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり

施策の方向性１－１　多文化共生・相互理解の推進

「インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり」に向けて、国際交流ラウンジ(FILS)の運営や交流イベントの開催など、お互いの文化の違いを理解しあう機会の提供に努めるとともに、その活動を市内の様々な地域に広げるため、市内各地区での交流事業の実施を進めます。また、日本人市民のインターカルチュラルの機運を高める事業等を実施します。

【 施策１－１－１ 】　国際交流ラウンジ（FILS）を拠点とした多文化共生の推進



No.	取組	取組内容	担当課等
1	国際交流ラウンジ（FILS）の運営と周知	国際交流ラウンジ(FILS)運営協議会及び各部会（広報部会、支援育成部会、文化交流部会）を中心に多文化共生推進事業を展開し、本市の多文化共生推進の拠点として、外国人市民の支援及び外国人市民と日本人市民の交流の場を提供します。 広報ふじへの紹介記事の掲載、転入外国人市民へのパンフレット配布、報道提供、パネル紹介などを通じ、国際交流ラウンジ(FILS)の周知を図ります。	市民活躍・男女共同参画課
2	多文化共生推進員の活動の充実	多文化共生推進員（国際交流ラウンジ(FILS)のボランティア登録者）の活動の充実を図ります。	市民活躍・男女共同参画課

【 施策１－１－２ 】 交流事業による多文化共生意識の醸成

重点



No.	取組	取組内容	担当課等
3	地区まちづくりセンター等における異文化理解を目的とした事業の実施	各地区まちづくりセンター等において、異文化理解を目的とし、様々な年齢層を対象に語学講座、料理教室、民族舞踊の講座等を開催します。	社会教育課
改 4	交流事業の促進	地域団体や地域の外国人市民等との協働により、交流事業を実施することで、相互理解推進の活動を市内全域に広げます。	市民活躍・男女共同参画課
5	多文化共生意識の啓発	お互いの違いを認め、理解し合う多文化共生社会の実現に向け、様々な場面で多文化共生意識の啓発に努めます。	市民活躍・男女共同参画課
新 6	インターカルチュラルの機運醸成	静岡県多文化共生月間に合わせ、異文化間の理解と相互作用を高める事業を実施します。	市民活躍・男女共同参画課

施策の方向性１－２ 外国人市民の地域参画の促進

「インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり」に向けて、外国人市民の地域活動への参加を促進し、外国人市民の意見を反映できるしくみの構築に努めるとともに、外国人市民の活躍の場を広げ、ともに地域活動を担うパートナーとして協働を推進します。

【 施策１－２－１ 】 まちづくり活動への参加促進



No.	取組	取組内容	担当課等
改 7	まちづくり活動への参加の促進	外国語翻訳版や「やさしい日本語」で作成した「町内会・区加入等」の資料等を配布し、外国人市民への情報の提供に努める一方、多言語翻訳版の資料や「やさしい日本語」の地域住民への周知を図り、使用を広めます。 また、まちづくり協議会の構成団体をはじめ、地域の各種団体等と協力し、滞在期間の長短にかかわらず、外国人市民の地域活動への参加を促します。	まちづくり課
8	日本文化・社会に関する学習機会の提供	日本文化・社会への理解を促す活動として、国際交流ラウンジ(FILS)の事業及び日本語講座の中で、日本文化に関する体験の機会を提供します。	市民活躍・男女共同参画課

【 施策１－２－２ 】
外国人市民との協働の推進



No.	取組	取組内容	担当課等
9	外国人市民の意識調査の実施	市民意識調査を通して、外国人市民のニーズを調査し、外国人市民との協働によるまちづくりにいかします。	市民活躍・男女共同参画課
10	異文化理解講座の講師などへの外国人人材の起用	国際交流ラウンジ(FILS)や各地区まちづくりセンター等で開催する異文化理解講座・語学講座への講師としての参加や、各種協議会等への参画を進めることで、外国人市民との協働を推進します。	市民活躍・男女共同参画課
11	外国人市民連絡会の開催	様々な国籍のリーダー的存在の人物を中心に、異文化交流等に興味のある人材を集め、定期的に連絡会を開くことで、多文化共生の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘・育成に努めます。 また、滞在期間の短い技能実習生等にも、積極的な参加を働きかけます。	市民活躍・男女共同参画課

～ 基本目標２ ～ 共生の社会を担う人づくり

施策の方向性２－１ コミュニケーション能力の向上

「共生の社会を担う人づくり」の実現に向けて、外国人市民の日本語学習を支援するとともに、日本人市民への「やさしい日本語」の普及や外国語の学習機会の提供により、コミュニケーションの円滑化を図り、国籍や言語のバリアフリー化を進めます。

また、外国人児童の就学を促進するとともに、学習環境の整備を行い、将来にわたってのコミュニケーションの不安の解消につなげます。

【 施策２－１－１ 】
外国人市民の日本語学習環境の強化

重点



No.	取組	取組内容	担当課等
12	外国人市民への日本語学習機会の提供	外国人市民向けの日本語講座を学習希望者のニーズに合わせて実施します。	市民活躍・男女共同参画課

改

13	日本語学習ボランティアの活動の充実	外国人市民の日本語学習を支援するため、日本語学習ボランティアを育成し、増員を図ります。また、ボランティア同士の意見交換ができる環境づくりを進め、活動の充実が図れるよう努めます。	市民活躍・男女共同参画課
14	日本語教育に関わる団体及び企業等との連携	地域の日本語教育に関わる日本語教室、日本語教育機関、企業、ボランティア市民及び富士市国際交流協会等と連携し、協力し合って、外国人市民の日本語学習を支援します。	市民活躍・男女共同参画課
15	日本語学習コーディネーターの設置	日本語学習コーディネーターを設置し、日本語学習希望者と日本語学習ボランティアのニーズに沿った支援体制を整えます。	市民活躍・男女共同参画課

新

【 施策２－１－２ 】 日本人市民への「やさしい日本語」の普及及び外国語学習機会の提供



No.	取組	取組内容	担当課等
16	「やさしい日本語」の普及	地域、職場での外国人市民、日本人市民のコミュニケーションの円滑化を図り、地域活動への参加を促進するとともに、職場でのコミュニケーションの不安を解消するため、地域、職場、それぞれで活用できる「やさしい日本語」の普及に努めます。	市民活躍・男女共同参画課
17	日本人市民向け外国語講座の実施	異文化理解を進めるとともに、外国人市民とのコミュニケーションの円滑化を図るため、日本人市民向けに実施する外国語講座の充実を図り、若い世代の参加を促進します。	市民活躍・男女共同参画課
18	職員の「やさしい日本語」の使用推進	外国人市民の窓口での不安を解消するため、職員を対象とした講座等を実施するなど、職員への「やさしい日本語」の普及、使用の推進を図ります。また、外国人市民に分かりやすい記載方法や表現の使用に配慮します。	市民活躍・男女共同参画課

改

【 施策２－１－３ 】 外国人児童・生徒への学習支援



No.	取組	取組内容	担当課等
19	小中学校への外国人児童・生徒指導協力者の派遣	日本語指導が必要な児童・生徒の編入後の初期指導・支援を行います。また、必要な児童・生徒には、継続支援を行います。	学校教育課

20	外国人児童・生徒のための日本語支援教室として、国際教室開設による学習補助、保護者の相談対応	母語による支援の希望がある学校に、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語の支援員の派遣を行います。 また、外国人児童・生徒日本語支援教室として、吉原小学校と富士見台小学校、田子浦小学校の国際教室を継続します。	学校教育課
21	保護者懇談会や進学ガイダンスなどによる情報提供	外国人児童・生徒の保護者を対象に、保護者懇談会や進学ガイダンスを開催します。	学校教育課 市民活躍・男女共同参画課
改 22	ボランティアによる外国人児童・生徒への学習支援	コーディネーターとボランティアによる外国人児童・生徒への学習支援を実施します。	市民活躍・男女共同参画課
23	外国人のこどもの就学状況把握及び就学促進	定期的に外国人のこどもの就学状況を調査し、未就学のこどもを持つ家庭に働きかけることで就学の促進につなげます。 また、就学年齢に達する前の段階から、保護者の就学への意識を高めるよう、様々な場面でPRを実施します。	学校教育課 こども家庭課 市民活躍・男女共同参画課

施策の方向性２－２　国際感覚・異文化理解の向上

「共生の社会を担う人づくり」に向けて、若い世代の国際感覚の向上や異文化相互理解の促進のため、教員を対象とした各種研修等を実施し、小中学校教員の指導力の向上を図ります。

また、海外派遣やオンラインを活用した海外との交流などにより、国際理解教育を推進します。

【 施策２－２－１ 】　若い世代への異文化理解教育の推進　重点



No.	取組	取組内容	担当課等
24	小中学校高等学校における英語教育を通じた異文化理解教育の推進	小学校教員の指導力向上のため、ALT による教員対象の英会話講座を実施します。ALT 相互の実践研修を実施します。小中高等学校での ALT による外国語・英語教育を実施することで、小中高生の英語力の向上及び異文化理解の向上を図ります。	学校教育課 富士市立高校
改 25	高校生を対象とした異文化理解教育の推進	海外探究研修の実施や、イングリッシュキャンプでの交流など、高校生が異文化に触れ、国際感覚を養う機会を提供します。	富士市立高校

改 26	児童・生徒等を対象とした異文化理解講座の実施	小中学校や高等学校大学等での教育活動の一環として、児童・生徒が異文化に触れる機会を設けます。 また、国際理解の推進を目的に実施する各種講座等への児童・生徒等の参加を促進します。	学校教育課 市民活躍・男女共同参画課
27	青少年による異文化交流の実施	海外の文化や人に直接触れる機会を提供し、異文化への理解及び国際感覚の涵養を図るため、青少年を友好・姉妹都市をはじめとする海外諸都市へ派遣します。 また、海外からの訪問団などを受け入れ、交流の機会を設けます。	交流観光課
28	図書館における外国語図書の充実と利用の促進	外国語図書の収集に努め、蔵書の充実を図るとともに、積極的な広報により利用を促進することで、図書の活用による外国人市民・日本人市民の相互理解を進めます。	中央図書館

【 施策２－２－２】 多文化共生の担い手（キーパーソン）の育成



No.	取組	取組内容	担当課等
29	地域の担い手の発掘と育成	外国人市民との協働によるまちづくりを推進するため、地域と連携し、多文化共生推進の担い手となる外国人市民・日本人市民双方の人材の発掘に努め、「外国人人材リスト」を更新していきます。 また、課題解決に必要な施策を行政や地域とともに考え取り組むことで人材を育成します。	市民活躍・男女共同参画課

～ 基本目標３　～　誰もが安心して生活できる環境づくり

施策の方向性３－１　防災対策の推進

「誰もが安心して生活できる環境づくり」に向けて、災害時等の緊急事態に、情報の不足から弱者となりうる外国人市民向けの多言語による関連情報の提供を拡充します。

また、日本人市民とのコミュニケーションの推進のため、地域防災訓練への参加促進を図るとともにボランティア通訳の確保に努めます。



【 施策３－１－１】 多言語等による防災関連情報や緊急情報の提供

No.	取組	取組内容	担当課等
30	多言語版の防災冊子等の配布	多言語による防災冊子を、「はっぴーらいふぱっく」（生活オリエンテーション資料等）の一部として、転入手続きの窓口及び国際交流ラウンジ(FILS)にて配布します。 また、外国人向け災害用携帯リーフレットを、国際交流ラウンジ(FILS)等で配布します。	防災危機管理課 市民課 市民活躍・男女共同参画課
31	「やさしい日本語」や多言語による災害情報・緊急情報の提供	「やさしい日本語」や多言語により、災害情報・緊急情報を提供します。 また、外国人市民にコミュニティ FM 放送局「Radio-f」の周知を図ります。	防災危機管理課 市民活躍・男女共同参画課
32	防災アプリの普及	災害時及び緊急時に外国人市民が情報を入手する手段として、多言語対応をしている防災アプリの普及を推進します。	防災危機管理課 市民活躍・男女共同参画課

【 施策３－１－２】 外国人市民の防災意識の向上　重点



No.	取組	取組内容	担当課等
33	外国人市民を対象とした防災講座等の実施	外国人市民を対象とした防災講座を実施し、正しい防災知識の周知を図ります。	防災危機管理課 市民活躍・男女共同参画課
34	外国人市民の地域での防災訓練への参加促進	国籍等の違いを越え、ともに助け合える地域づくりのため、「やさしい日本語」を通して、居住する外国人市民に防災訓練への参加を促します。	防災危機管理課 市民活躍・男女共同参画課

改

【 施策３－１－３】
災害時の支援体制の整備



No.	取組	取組内容	担当課等
35	ボランティア通訳の確保	災害時にボランティア通訳・翻訳者となれる人材の確保に努めます。	防災危機管理課 市民活躍・男女共同参画課
36	外国人支援マニュアルの整備	災害発生後、ただちに外国人市民が必要とする情報を提供し、支援体制を確立できるよう、災害時対応用の運営マニュアルを整備します。	市民活躍・男女共同参画課
37	外国人支援ツールの活用法の周知	災害発生時、避難所等で、外国人市民が日本人市民と同様に生活が送れるよう、指さし等で意思確認ができるツールを用意し、必要時に確実に使用できるよう準備するとともに、活用方法の周知を図ります。	市民活躍・男女共同参画課

施策の方向性３－２ ライフステージに応じた支援

「誰もが安心して生活できる環境づくり」に向けて、あらゆるライフステージに応じた行政サービスを充実させ、様々な場面で外国人市民が困ることがないよう支援していくとともに、行政に関連する機関と連携してウェルビーイングの向上に努めます。

【 施策３－２－１】
あらゆるライフステージに応じた行政サービスの充実 重点



No.	取組	取組内容	担当課等
38	外国人妊産婦への対応	多言語版の母子健康手帳を交付します。また、外国人妊産婦への対応に際し、ICT を活用し、多言語による対応を進めます。	こども家庭課
39	乳幼児を持つ外国人家庭への健診時等における対応	保健事業の対象となる外国人保護者には、外国語通訳支援員派遣等により、個別に対応します。 乳児家庭訪問時には、多言語版の予防接種説明書、予防接種予診票を持参し、予防接種事業について説明します。	地域保健課
40	予防接種予診票の多言語版の配布	多言語版の予防接種予診票を、フィランセ窓口や集団予防接種会場、各予防接種実施医療機関で配布します。	健康政策課

41	保育園や幼稚園・認定こども園における言語や生活習慣に配慮した対応	日本語の理解が困難な外国人保護者に対し、状況に応じて外国語通訳支援員派遣及び ICT や自動翻訳機を活用し、意思の疎通を図ります。 また、通知などは、ローマ字、多言語、ふりがな、「やさしい日本語」等、必要に応じて実施します。 入園、緊急時、行事等の案内は、英語、ポルトガル語、スペイン語のものを作成。園児へは、ICT の活用と各園で情報を共有し対応していきます。	保育幼稚園課
42	市営住宅の入居に関する情報提供	市営住宅へ入居を希望する外国人市民に対し、必要に応じて募集の案内等を多言語化し、配布します。	住宅政策課
43	税証明交付申請案内、申請書類等の多言語化	在留期間の更新手続きなどのために、所得課税証明書や市民税の納税証明書を取得する外国人市民が増えていることから、税証明の交付申請にかかる案内（チラシ等）や申請書類（申請書、委任状など）の多言語化を図ります。	収納課
44	転入・転出などの住民異動の手続きの効率化	外国人市民が住所変更手続きのために、一度に複数名の異動者が来庁する場合は、事前にメール等で異動者の情報の提供を受け、書類を作成しておきます。来庁時の待ち時間の短縮化及び窓口の混雑の緩和が期待できることから、市ウェブサイトへの掲載等、多くの関係機関に情報発信していきます。	市民課
45	特定健康診査特定保健指導の実施時における外国人市民への配慮	すべての特定健診実施機関に外国人市民用の多言語版の質問票を配布します。	国保年金課
46	各種がん検診等の実施時における外国人市民への配慮	がん検診等について、より分かりやすい内容を、多言語ラジオ番組内で紹介します。 検診ガイドの内容について、国際交流ラウンジ(FILS)でも通訳を行います。	健康政策課
47	中央病院での院内表示等への配慮	ポルトガル語版を作成済みの文書について、原文（日本語版）の修正等に合わせて適宜変更を実施します。 また、受付窓口に英語による表記を追加するとともに、院内掲示物や患者向けの書類等への「やさしい日本語」表記の導入の検討を行います。	医事課

48	介護保険制度の多言語化の推進	今後、高齢化が進む外国人市民が、安心して介護サービス等を利用できるよう、介護保険制度の説明資料等の多言語化に取り組みます。	介護保険課
49	国民健康保険制度の周知	加入脱退手続きを含めた国民健康保険の制度を周知するため、多言語版のパンフレットを作成し、窓口に配架します。	国保年金課
50	国民年金制度の周知	日本年金機構が作成する多言語版パンフレットを活用し、外国人市民に国民年金の加入、国民年金保険料の免除、年金給付など、国民年金制度の周知を図ります。	国保年金課

【 施策３－２－２】 関係機関との連携



No.	取組	取組内容	担当課等
51	法律や相談窓口等を紹介した多言語パンフレット等の配布	国や県から配布される多言語による「男女共同参画パンフレット」、「ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）に関するパンフレット」を国際交流ラウンジ(FILS)で配布します。	市民活躍・男女共同参画課
52	ハローワーク等との連携による就労支援	外国人市民の就労に関する情報提供に努めます。 ハローワーク富士にある「外国人雇用サービスコーナー」を紹介します。	商業労政課
53	ユニバーサル就労の推進	様々な理由で働きたくても働くことができない状態にあるすべての人の就労を支援するユニバーサル就労支援事業」の取組の中で、外国人市民に対しても支援を継続していきます。 また、国際交流ラウンジ(FILS)とユニバーサル就労支援センター同士で話し合いの場を設け、支援方法等の情報交換を行います。	生活支援課
54	外国人雇用企業との連携	職場での差別を感じる外国人市民をなくすため、安心して働ける職場環境を整備することや、ごみの出し方等生活ルールの順守について企業からも指導してもらうなど、特定技能所属機関協力確認書提出事業所等と連携を図ります。	市民活躍・男女共同参画課
55	救急医療センターにおける対応	外国語による救急対応カードの診察室への設置、外国人市民の国籍別利用者数の把握、センター内掲示物の多言語表示を継続して実施します。	保健医療課

改

施策の方向性３－３ 安心して暮らせる環境と情報発信

「誰もが安心して生活できる環境づくり」に向けて、通訳や相談体制の整備に努めます。また、様々な場面で、多言語による行政サービスの提供をすすめ、医療や健康に関しても多言語による対応を充実させます。

【 施策３－３－１】 通訳・相談体制の充実



No.	取組	取組内容	担当課等
56	119 番通報での多言語対応の実施	外国人市民からの 119 番通報への円滑な対応に向け、多言語による三者通話システム、救急隊用多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストラ）の使用を進めます。	情報指令課
57	学校などで通訳を行う市民通訳制度の実施	学校などに外国語通訳支援員を派遣します。制度の周知に努めるとともに、通訳支援員の増員を含め、一層の充実を図ります。	市民活躍・男女共同参画課
改 58	母語による生活相談・通訳・翻訳の実施や、ICT を活用した多言語対応の充実	外国語を話せる言語スタッフを配置するとともに、タブレット PC を設置し、外国人市民からの生活相談、外国人市民からの通訳、翻訳依頼に対応し、庁内各部署にも貸し出しを行います。 〇国際交流ラウンジ(FILS)：交流プラザ内（外国人市民からの生活相談・通訳・翻訳依頼への対応） 〇外国人相談窓口：市役所内（外国語通訳による外国人市民からの市の業務に関する相談への対応）	市民活躍・男女共同参画課
59	家庭児童相談室における外国人児童に対する相談対応	保護者の子育てに関する悩みや相談、こども自身の悩みに加え、経済的支援も含めた幅広い相談に対応するため、家庭相談員・ケースワーカーがアドバイスする他、必要に応じて他機関の専門相談の紹介を行います。 また、通訳やタブレットＰＣの翻訳機能を活用し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民との相談を、円滑に迅速に行えるよう努めます。	こども家庭課
60	困難な問題を抱える女性や DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談対応	困難な問題を抱える外国人女性や DV に関する外国人市民からの相談に対し、通訳やタブレットＰＣの翻訳機能を活用し、円滑な意思疎通、正確な状況把握に努め、相談者に寄り添った支援を行います。	生活支援課 富士市配偶者暴力相談支援センター

61	中央病院での通訳体制の整備	ポルトガル語通訳者を配置し、ポルトガル語圏の患者の通院・入院をサポートするとともに、24 時間体制での機械通訳及び 3 者同時通訳ができる多言語医療通訳タブレット PC を導入し、外国人患者の受診に対応します。 また、必要に応じ、支払い相談等にもタブレット PC を使用し、患者が言葉による不便を感じずに、安心して治療が受けられるように支援します。	医事課
62	ラジオ放送番組を通じた多言語による情報提供と番組の周知	外国人市民向けのお知らせを多言語で提供します。合わせて、外国人市民に向けてコミュニティ FM 放送局「Radio-f」の番組周知を図ります。	シティプロモーション課 市民活躍・男女共同参画課
63	各種通知発送時の外国籍世帯への配慮	各部署から、市民宛に通知を発送する際、外国籍世帯に発送する通知には、多言語及び「やさしい日本語」による案内や、NSF（外国人市民のための多言語による通知説明サイト）を活用します。	市民活躍・男女共同参画課

【 施策３－３－２】 地域のくらしのルール等の理解促進



No.	取組	取組内容	担当課等
64	多言語による生活情報の提供	多言語による生活情報の提供の充実を図ります。	まちづくり課 市民課 市民活躍・男女共同参画課
65	多言語によるごみの出し方等の情報提供の充実	ごみのカレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の配布、ごみ集積所看板の多言語表記、スマートフォン用ごみ分別アプリの多言語対応等を継続し、ごみに関するルールの周知に努めます。	廃棄物対策課
66	発送文書の多言語化による納税への理解の促進	税金の内容、納期、納付方法を多言語で説明する二次元コードを印刷した市税納税通知書を送付し、市税への理解を促します。 また、市税滞納者に対し発行する催告書などの多言語版を作成・発送し、外国人市民の納税への意識の向上を図り、市税滞納の解消につなげます。	収納課 市民税課 資産税課 国保年金課 介護保険課

改

67	交通安全教育等の推進	外国人市民に対し、日本の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人市民を雇用する企業に対しても交通安全教育を推進します。	市民安全課
新 68	防犯意識等の推進	不審者出没や事件発生等の情報を日本語を含めて５つの言語で発信するなど、外国人市民に注意喚起をするとともに、防犯に関するお知らせを多言語で行うことによって防犯意識の向上に努めます。	市民安全課

※　多言語による対応は、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、スペイン語、英語の６ヶ国語を原則としていますが、取組によっては、国・県等により、上記の６ヶ国語に加え、他の言語での対応が実施されているものがあります。また、外国人市民の多国籍化に伴い、ICT を活用することで、上記以外の言語の対応についても努めています。

数　値　目　標

基本目標	No.	内　　容	2025 （令和 7） 現状値	2031 （令和 13） 目標値
基本目標１ インターカルチュラルの推進に向けた地域づくり	1	国際交流ラウンジ(FILS)の認知度 ・日本人市民 ・外国人市民	 15.2% 36.7%	 50% 70%
	2	国際交流ラウンジ(FILS)の来場者数	7,754 人	9,000 人
	3	外国人市民連絡会参加者の国籍数	6 ヶ国	10 ヶ国
	4	「多文化共生」を言葉の意味も含めて知っている人の割合	34.7%	50%
	5	外国人に対してよい印象を持っている人の割合	29.7%	50%
	6	新町内会・区の行事に参加したことがある外国人市民の割合	37.3%	50%
基本目標２ 共生の社会を担う人づくり	7	市が実施する日本語学習の利用者数	490 人	550 人
	8	新市が実施する事業への学生の参加者数	49 人	75 人
	9	日本語ボランティアの活動者数	114 人	145 人
	10	「やさしい日本語」の認知度	50.1%	60%
	11	外国人市民人材リストへの掲載数	30 人	50 人
基本目標３ 誰もが安心して生活できる環境づくり	12	外国人市民の地域での防災訓練参加者数	182 人	400 人
	13	富士市に住みつづけたいと思う外国人市民の割合	78.7%	90%
	14	新富士市に住んでいて満足していることがある外国人市民の割合	91.6%	95%
	15	日本人に差別をされていると感じる外国人市民の割合	35.3%	25%

（注）No.1.4.5.6.10.13.14.15 については、5 年ごとに実施する市民意識調査の結果を現状値としているため、本プランでの現状値は 2025（令和 7）年度実施の調査の結果とする。

新は、本プランから新規に加えた数値目標。

第５章　推進体制の整備

1　推進体制

基本理念である『 心通い合う多文化共生のまち　ふじ ～ともに暮らし、ともに育むウェルビーイング～ 』の実現に向け、外国人市民、日本人市民、地域、市民ボランティア、国際交流団体、企業、教育機関等と連携を図りながら富士市の多文化共生の推進を図ります。

また、「富士市多文化共生推進庁内連絡会」において全庁的な連絡調整を図り、関係部署の連携体制を強化します。

さらに、国、県をはじめとした、関係行政機関等との連携により、効果的な協働体制の構築に努めます。

2　計画の進捗管理

本プランの推進にあたっては、多文化共生推進に係る新たな情報の収集や情報提供を行いながら、市民のニーズを的確に把握し、関係部署間において協議・意見交換等を実施し、必要に応じて施策に反映します。

また、本プランの進捗管理は、富士市多文化共生推進庁内連絡会を中心として、プランに基づく取組実績を点検・評価します。その結果をもとに、改善につなげることで、「ＰＤＣＡ（計画―実行―評価―改善）サイクル」の実効性を高めていきます。

3　各主体の役割

外国人市民・日本人市民

外国人市民・日本人市民双方が、互いの文化や人権を尊重し、相互理解に努めることが求められます。

国籍、民族、文化の違いに関係なく、その地域に暮らす住民全てが地域社会の一員であると認識し、積極的に地域活動等に参画することが求められます。

地域コミュニティ

町内会・区は、生活に最も密着したコミュニティであり、地域における多文化共生の推進に重要な役割が期待されます。

町内会・区のようなコミュニティを持たない国もあることから、行政等と連携しながら、町内会・区の役割などについて、外国人市民の理解を促すことが必要です。

ボランティア団体・NPO 団体

それぞれの団体がこれまで培ってきた国際交流やボランティアに関するノウハウやネットワークを有効に活用し、情報収集を行い、地域のニーズを把握し、それに適した活動を展開することが期待されます。

国　際　交　流　協　会

多文化共生について見識のある市民や団体が加入する国際交流協会は、多文化共生推進の中心的な担い手となり、行政との橋渡し役として、多文化共生の啓発活動、異文化交流事業などの一層の充実を図ることが期待されます。

また、ホームステイの受け入れ、国際交流フェア、日本語スピーチコンテスト、語学講座の開催など、お互いの文化等の違いを認め、理解し、ともに生きる多文化共生の意識を培う取組のさらなる充実が期待されます。

教　　育　　機　　関

外国人児童・生徒が教育を受けるための環境の整備や、進学・就職に関する支援への取組が求められます。

国際交流等の活動を実施することで、若い世代の異文化への理解や、多文化共生に対する意識が培われます。

企　業　・　事　業　所

労働者を雇用する立場から、国籍、民族、文化等の違いにかかわらず、労働者の人権を十分に尊重するとともに、労働法令を遵守することで、企業としての社会的責任を果たすことが求められます。外国人市民にとって安全・安心な労働環境づくりや、日常生活における様々な課題の解決に向けて積極的な取組が期待されます。

国際交流ラウンジ（FILS）

本市に暮らす外国人市民の生活上の悩みや言語に関わる相談対応、多文化共生推進員との協働及び日本語教育活動の拠点として外国人市民を支援するほか、各種交流イベントの開催など多文化共生推進施策に取り組みます。